

昭和三十一年十一月三十日提出
質 問 第 一 号

福井人絹取引所における委託証拠金に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和三十一年十一月三十日

提出者 川 上 貫 一

衆議院議長 益 谷 秀 次 殿

福井人絹取引所における委託証拠金に関する質問主意書

福井県福井市福井人絹取引所仲買人江守清君は取引所における人絹売買の受託にさいし、委託証拠金を徴収しないでこれをなし、顧客との間に紛争をおこし、関係人から通商産業省に対し、右事実につき申告したのに、通産省はこれを黙認するがごとき態度をとつてゐることである。

よつて、次の諸点につき質問する。

- 一 前記事実の有無
- 二 右事実につきいかなる調査と監督権の発動をしたか
- 三 商品取引所における売買につき委託証拠金を徴収しないでする、いわゆる信用取引なるものを認めるのか。もしこれを認めるとすれば思惑取引を助長し、公正なる売買価格の形成を阻害すると考えるが、政府の所見はどうか。

さらに商品取引所法第九十七条との関係における取締方針はどうか。

右質問する。